

軽自動車税(環境性能割)が創設されます

税制改正により、本年10月から自動車取得税(県税)が廃止され、自動車税および軽自動車税において「環境性能割」が導入されます。
 問い合わせ 税務課 中田 ☎0022

【対象】
 3輪以上の軽自動車で、取得価格が50万円を超える車両(新車・中古車を問いません)

【手続き】
 ▶これまでの自動車取得税と同様、軽自動車の取得時に申告・納付してください。
 ▶軽自動車税(環境性能割)は市税ですが、当分の間は、県が賦課徴収を行います。

【税率】
 ▶軽自動車の取得価格に、下表(乗用車のみ記載)に示す税率を乗じた額が課税されます。税率は、燃費性能などに応じて決定されます。
 ▶消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日～令和2年9月30日までの間に自家用の軽自動車を取得する場合、環境性能割の税率が1%軽減されます。この軽減措置には、中古車も含まれます。

軽自動車税(環境性能割)の税率(乗用車の場合)

区分	税率							
	自家用		営業用					
	令和元年10月1日～令和2年9月30日に取得したもの	令和2年10月1日以降に取得したもの						
電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成または平成30年排出ガス規制適合)	非課税	非課税	非課税					
ガソリン車 *ハイブリッド車を含む				令和2年度燃費基準+20%達成車	1%	0.5%		
				平成17年排出ガス基準75%低減達成車 または 平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)			2%	1%
				令和2年度燃費基準+10%達成車				
上記以外	1%	2%	2%					

*「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。
 *現行の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変わりますが、手続きや税率(税額)は変更されません。

詳細については
[こちらへ](#)

[制度について] 静岡県 経営管理部 財務局 税務課 ☎054 (221) 2043
 [事務手続きについて] 静岡財務事務所 自動車税分室 ☎054 (261) 4029

幼児教育・保育の無償化がスタートします

本年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
 問い合わせ 子ども子育て課 柴 ☎0075

区分 (公)=公立、(私)=私立、 (指)=指定管理者による運営 保=保育園、幼=幼稚園、こ=こども園	利用料(*)		
	3歳～5歳児	0歳～2歳児 (住民税非課税世帯)	申請先
認可保育所 (公) 勝間田保、坂部保、萩間保 地頭方保、菅山保、牧之原保 (指) 静波保、細江保、あおぞら保 (私) 相良保 など	無償	無償	申請不要
認定こども園 (私) 川崎幼、みのり幼、すすき幼 (公) 相良こ など	無償	無償	
小規模保育施設 (私) mamaはあと、木華保 など	—	無償	
幼稚園 新制度対象園 (公) 地頭方幼 など 新制度未移行園 (私) ふたば幼 など	無償	—	
幼稚園預かり保育 (上記幼稚園、認定こども園で実施)	月1万1,300円まで	—	さざんか 子ども子育て課 窓口 ☎0075
認可外保育施設 (認可保育所や認定こども園が利用できない場合)	月3万7,000円まで	月4万2,000円まで	
事業所内保育 など	無償	無償	

*利用料には通園送迎費、主食費、副食費、行事費、園独立で行う特別な教育メニューなどは含まれません。世帯の収入や家族構成によって、副食費が免除される場合があります。
 ●無償化の期間は、満3歳になったあとの4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 ●表内のオレンジ部分に該当する人は、無償化となるための手続きが必要です。子ども子育て課に問い合わせてください。

利用料(保育料)無償化について、詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyuka/index.html>

